

判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

号 損害賠償等請求控訴事件

(原審・ 裁判所 支部 号)

口頭弁論終結日

5

判

決

控訴人兼被控訴人

(以下「一審原告」 という。)

10

控訴人兼被控訴人

(以下「一審原告」 という。)

控訴人兼被控訴人

(以下「一審原告」 という。)

15

控訴人兼被控訴人

(以下「一審原告」 という。)

上記4名訴訟代理人弁護士

笹 谷 竜 二

同

20

被控訴人兼控訴人

(以下「一審被告」 という。)

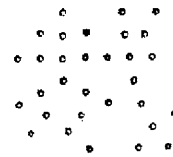
被控訴人兼控訴人

(以下「一審被告」 という。)

25

上記兩名訴訟代理人弁護士





5

10

3 争点(2) (本件遺言に係る■■■■の意思表示に錯誤があるか) について

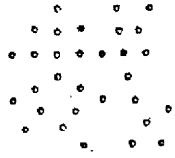
15

上記2で認定説示したとおり、本件遺言作成当時、■■■■は、一審被告■■■■が■■■■らの財産を無断で処分したことはないとの認識を有していたものと認められるところ、実際には、後記4及び5で認定説示するとおり、同時点までに、一審被告らは、■■■■らの財産のうち合計1億3488万8594円もの財産を無断で処分していたものと認められる。

20

そうすると、本件遺言作成当時、一審被告■■■■が■■■■らの財産を無断で処分したことはないとの■■■■の認識につき錯誤があったと認められる。そして、■■■■は、本件遺言を残すに至った経緯として、一審被告■■■■が■■■■らの財産を勝手に処分したことはないことを理由の一つに挙げているものであるし、一審被告らとしても、「少なくとも原審が認定するような巨額(1億円を優に超える。)の着服を行ったとなれば、それは一審被告らを信頼して夫婦の通帳類一式の管理を託した■■■■に対する明らかな背信行為であり、これを黙認するのは信義を重んじる■■■■の性格からして想像し難

25



い。」と主張しているところであること（一審被告ら控訴理由書5頁。なお、一審原告らも同旨の主張をしている。）を考慮すると、■が一審被告らによる■らの財産の無断処分に気付いていれば、本件遺言をしなかったと認めるのが合理的である。そうすると、上記錯誤は要素の錯誤に当たり、本件遺言は無効というべきである。

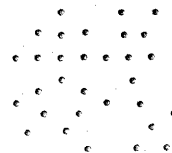
4

10

15

20

25



害額一覧表」の「認容額」欄各記載の金額に対する「引出日」欄各記載の日から、各支払済みまで旧民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

5 よって、一審原告らの控訴に基づき、これと異なる原判決を上記のとおりに変更し、一審被告らの控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 松 井 英 隆

10

裁判官 善 元 貞 彦

15

裁判官 棚 木 有 紀